

転職先の事業所で育児時短就業給付金の支給を再開する場合の留意点をお示します。

2025(令和7)年4月以降、新たに雇用保険の被保険者(以下「被保険者」となった方が、以前に育児時短就業給付金の受給手続きを行っており、新たに被保険者となつた事業所で育児時短就業給付金の支給を受けられる可能性がある場合、資格取得届に対してハローワークから交付する『雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)』に「**育児休業等給付受給可**」と表示されます^(注1)。

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
(事業主通知用)のイメージ

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)							
確認(受理)通知年月日 R070720	雇用保険被保険者資格取得届に基づき、下記のとおり確認(通知)します。						
被保険者番号 5050-123456-7	事業所番号 1301-987654-3	管轄区分 0	上野	公共職業安定所長業安定所長印			
被保険者氏名 イキウ ハコ	性別 2(1男) (2女)	生年月日(元号一年月日) 4 020401 (2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和)	資格取得年月日 R070701	取得時被保険者種類 1(又は9 又は5 又は3 又は1 11 歳年齢(5歳以上))	転勤の年月日		
事業所名略称 株式会社 行政物流	** 育児休業等給付受給可						

「**育児休業等給付受給可**」と表示された方が、次の①・②に該当する場合は、育児時短就業給付金の支給対象となります。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業^(注2)する雇用保険の被保険者であること
- ② 新たに被保険者となる前の被保険者期間に空白期間がある場合は、その間に基本手当等の受給資格決定を受けていないこと

支給申請を行う場合は、『育児時短就業給付金支給申請書』を交付しますので、ハローワークにお申し出ください。

- 育児時短就業給付金の支給を受けるためには、被保険者を雇用している事業主の方が支給申請を行う必要があります。
- 被保険者が希望する場合は、被保険者の方が自ら支給申請を行うことや1か月ごとに支給申請を行うことも可能です。
- 当初の育児時短就業を開始する前と比較して賃金が低下していない場合などは、不支給となることがあります。
- 育児時短就業給付金の支給申請について、詳しくはパンフレット『育児時短就業給付金の内容と支給申請手続』をご覧ください。

(注1) 以前に被保険者であった事業所で、育児休業給付金の受給手続きを行っていた場合も表示されることがあります。

(注2) 新たに被保険者となった事業所で時短勤務を行う場合のほか、新たに被保険者となった当初からパートタイムや短時間正社員の方であって、1週間当たりの所定労働時間が以前に被保険者であった事業所と比較して短い場合も含まれます。

